平成３０年（フ）第５３号
長野県東筑摩郡筑北村坂井5826番地　杉ノ越団地104号
債務者　関崎　文人
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３４４号
埼玉県加須市芋茎506番地２
債務者　長谷部たえ子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
長崎県長崎市晴海台町９番地25
債務者　緒方　真志
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤森　弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
熊本県阿蘇郡小国町大字上田1286番地
債務者　渡邊織津香
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　喜親
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
秋田県山本郡三種町森岳字街道東11番地２
債務者　歩仁内行雄
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第１７号
秋田県山本郡三種町森岳字街道東11番地２
債務者　歩仁内行樹
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１１０７号
京都市伏見区平野町66番地８、前住所京都市山科区椥辻草海道町４番地１　アリスティオ椥辻　101
債務者　大福工業こと　福岡　靖展
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　麻子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
富山市堀川町598－１－205、住民票上の住所大阪市港区波除４丁目７番２－407号
債務者　板橋　克典
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　敏彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６０号
兵庫県芦屋市奥山11　メインステージ芦屋山手502、住民票上の住所兵庫県芦屋市山手町26番２－302号
債務者　時岡　恵子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８０号
宮崎市大字小松1203番地40
債務者　兒玉　博文
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　康朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９９号
宮崎市薫る坂１丁目４番１号
債務者　小野　壽美
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新生町11番地10　クレストール新生Ａ201号
債務者　蒲谷　後素
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　大仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第３０号
福島県田村市船引町南移字戸引290番地
債務者　番沢　友紀
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　孝介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１０６３号
さいたま市見沼区大字東新井939番地15
債務者　佐々木直貴
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　真昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７７号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢171番地１　梅林第３団地１－Ｂ
債務者　樋口　風太
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板山　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４５６号
大阪市東淀川区井高野２丁目８番35－408号、前住所大阪府松原市岡４丁目６番16号
債務者　山中　和弥
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１６１号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目４番１－403号
債務者　岩﨑　春江
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高江洲ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部